

日銀業第455号
2024年11月6日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正等に関する件

日本銀行では、2024年11月28日から適格住宅ローン債権信託受益権担保にかかる掛目を変更することとしたこと^(注)に伴い、または規程整備の観点から、「担保に関する細則」を別紙1のとおり、「企業および地方公共団体等債務にかかる特則適格担保に関する細則」を別紙2のとおり、それぞれ一部改正し、本日から実施するとともに、別紙3のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

本件に伴い、担保差入先が2024年11月28日以降の日を適用日として適格住宅ローン債権信託受益権の担保差入またはその担保価額変更の依頼を行う場合には、本改正後の書式により「担保差入証書（住宅ローン債権信託受益権）」（「担保に関する細則」第20号書式（C））または「担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」（「担保に関する細則」第20号書式の2）を提出する必要がありますので、ご留意下さい。

（注）日本銀行ホームページに掲載されている、2024年10月11日付の「「適格担保の担保価格」の一部改正等について」をご参照ください。

なお、本件改正により、「手形行為または金銭消費貸借契約に関する権限付与の代表権または代理権に関する証」（「担保に関する細則」第36号書式）において（注意）1. を追加しておりますが、本注意書きは同証の提出が必要となる場合について、明確化を図る観点から追加したものであり、同証の取扱いに変更はございませんので、申し添えます。

—— 同証については、手形または証書貸付債権の担保差入に関して日本銀行に提出する書類のうち、第三債務者による記名なつ印または署名を要するものについて、代表者から権限を付与された者が記名なつ印または署名する場合に、提出していただきます。

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
山本 (03-3277-1174)

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第 5 号書式の（注 3）を横線のとおり改める。

（注 3）変更記録がなされていない場合には~~削除~~二条線により抹消したうえ、当該箇所
に第三債務者がなつ印をする。

○ 第9号書式を横線のとおり改める。


(第9号書式)

証書貸付債権の準拠法に関する確認書


略(不変)

年 月 日

(担保差入先)
(代表者)

(届出印)

(注7)

(第三債務者)
(代表者)

(印)

(注8)

日 本 銀 行
御 中

(注1) 略(不変)

(注2) 本行日本銀行の担保取引店名を記入。

(注3) }

(注4) } 略(不変)

(注5) }

(注6) 変更契約がなされていない場合には削除二条線により抹消したうえ、当該箇所に担保差入先および第三債務者がなつ印をする。

以下略(不変)

○ 第9号書式の2(B)の(注1)を横線のとおり改める。

(注1) 変更契約がなされていない場合には~~削除~~二条線により抹消したうえ、当該箇所に担保差入先がなつ印をする。

○ 第10号書式の(注4)を横線のとおり改める。

(注4) 変更契約がなされていない場合には~~削除~~二条線により抹消したうえ、当該箇所に第三債務者がなつ印をする。

○ 第11号書式の2の(注4)を横線のとおり改める。

(注4) 変更契約がなされていない場合には~~削除~~二条線により抹消したうえ、当該箇所に担保差入先がなつ印をする。

○ 第15号書式を横線のとおり改める。

(第15号書式)

担保証書貸付債権内容変更承諾依頼書

年 月 日

日本銀行 御中

(担保差入先) ~~(注1)~~
(代表者)

(届出印)

(注1)

(第三債務者)
(代表者)

(印)

(注2)

貴行に差入済の下記証書貸付債権に関し債権内容を下記のとおり変更することをご承諾
願います。

記

1. 対象となる証書貸付債権

取引区分 <small>(注2.3)</small>	
差入日	
証書貸付債権証書番号	
整理番号 <small>(注3.4)</small>	

2. 略 (不変)

(注1) 略 (不変)

(注2) 権限を有する者とみなされ得る場合 (法律の規定による表見代表または表見代理の
場合) のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注2.3) 略 (不変)

(注3.4) 略 (不変)

○ 第20号書式(C)および第20号書式の2中、「64%」を「60%」に改める。

○ 第21号書式(A)の記書き一、を横線のとおり改める。

一、
年 月 日付金銭消費貸借契約（ 年
月 日付 変更契約）~~（注4）~~にもとづく当方の貴方
に対する証書貸付債権（証書貸付債権証書番号
、残存元本額 円（注~~5-4~~））

○ 第21号書式(A)の記書き三、を横線のとおり改める。

三、日本銀行は、当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、一、の契約に定めるエージェント（シンジケート・ローン（複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。）における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。）（注~~6-5~~）
、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の担保債権を取得できること。

○ 第21号書式(A)の（注4）から（注6）までを横線のとおり改める。

~~（注4）変更契約がなされていない場合は、削除すること。~~

（注~~5-4~~）略（不変）

（注~~6-5~~）略（不変）

○ 第32号書式中「(印)」を「(届出印)」に改める。

○ 第32号書式の(注2)を横線のとおり改める。

(注2) 変更契約がなされていない場合には~~削除~~二条線により抹消したうえ、当該箇所
にエージェントがなつ印をする。

○ 第35号書式中「(印)」を「(届出印)」に改める。

○ 第35号書式の(注2)を横線のとおり改める。

(注2) 変更契約がなされていない場合には~~削除~~二条線により抹消したうえ、当該箇所
にエージェントがなつ印をする。

○ 第36号書式および[参考1]4. 記入例12の記書き中「役職名」を「役職名等」に改める。

○ 第36号書式および[参考1]4. 記入例12の「(注意)」を横線のとおり改める。

(注意) 1. 手形または証書貸付債権の担保差入に関して日本銀行に提出する書類のうち、第三債務者による記名なつ印または署名を要するものについて、代表者から権限を付与された者が記名なつ印または署名する場合には、本証を提出する。

~~1~~2. 略(不変)

~~2~~3. 「役職名」欄には、手形または証書貸付債権証書に記名なつ印または署名の際に用いる肩書を記入する。なお、別の法人の者に権限を付与した場合には、「役職名等」欄に、当該法人名も記入する。

~~3~~4. 略(不変)

○ 第38号書式の（注2）を横線のとおり改める。

（注2）変更契約がなされていない場合には~~削除~~二条線により抹消したうえ、当該箇所に依頼人がなつ印をする。

「企業および地方公共団体等債務にかかる特則適格担保に関する細則」中一部
改正

○ 第12号書式の（注）を横線のとおり改める。

（注）変更契約がなされていない場合には~~削除~~二条線により抹消したうえ、当該箇所に依頼人がなつ印をする。

経過措置

- 「担保差入証書（住宅ローン債権信託受益権）」（「担保に関する細則」第20号書式（C））については、担保差入先が2024年11月28日よりも前の日を適用日として適格住宅ローン債権信託受益権の担保差入を行う場合には、本件による改正前の書式によるものとする。

- 次の（1）から（12）までに掲げる書式については、本日から2024年11月29日までの間、本件による改正前の書式を補正せずに使用することができる。
 - （1）「電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」（「担保に関する細則」第5号書式）
 - （2）「証書貸付債権の準拠法に関する確認書」（「担保に関する細則」第9号書式）
 - （3）「証書貸付債権の譲渡に関する表明書」（「担保に関する細則」第9号書式の2（B））
 - （4）「証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」（「担保に関する細則」第10号書式）
 - （5）「証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書」（「担保に関する細則」第11号書式の2）
 - （6）「担保証書貸付債権内容変更承諾依頼書」（「担保に関する細則」第15号書式）
 - （7）「証書貸付債権の担保差入に係る通知書」（「担保に関する細則」第21号書式（A））
 - （8）「シンジケート・ローン債権にかかる電子記録債権の担保差入に係るエージェントの承諾書」（「担保に関する細則」第32号書式）
 - （9）「シンジケート・ローン債権の担保差入に係るエージェントの承諾書」（「担保に関する細則」第35号書式）
 - （10）「手形行為または金銭消費貸借契約に関する権限付与の代表権または

代理権に関する証」（「担保に関する細則」第36号書式）

- (11) 「シンジケート・ローン債権証書の写作成依頼書」（「担保に関する細則」第38号書式）
- (12) 「シンジケート・ローン債権証書（自己査定型特則適格証書貸付債権）の写作成依頼書」（「企業および地方公共団体等債務にかかる特則適格担保に関する細則」第12号書式）